

## 市たばこ税の改正について

### ● 紙巻きたばこ（旧3級品を除く）に係る税率の改正

たばこ税関係法令の改正（平成30年度税制改正）により、平成30年10月1日から紙巻きたばこ（旧3級品以外）に係る市たばこ税の税率が段階的に引き上げられます。

| 税率改正の時期    | 市たばこ税の税率<br>(1,000本あたり) |
|------------|-------------------------|
| 平成30年 4月1日 | 5,262円                  |
| 平成30年10月1日 | 5,692円                  |
| 令和2年10月1日  | 6,122円                  |
| 令和3年10月1日  | 6,552円                  |

#### 手持品課税の実施について

平成30年10月1日現在において、たばこの販売業者の方が、20,000本以上の紙巻きたばこ（3級品を除く）を販売のために所持する場合（複数の場所で所持する場合はその合計本数が20,000本以上の場合）に、当該販売業者に対し、その所持する紙巻きたばこ（3級品を除く）について、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。

### ● 紙巻きたばこ（旧3級品）に係る特例率の廃止について

たばこ税関係法令の改正（平成27年度税制改正）により、紙巻きたばこ（旧3級品）に係る特例率が廃止され、平成28年4月1日から旧3級品に係る市たばこ税の税率が段階的に引き上げられています。

| 税率改正の時期      | 市たばこ税の税率<br>(1,000本あたり) |
|--------------|-------------------------|
| 平成28年3月31日まで | 2,495円                  |
| 平成28年4月1日    | 2,925円                  |
| 平成29年4月1日    | 3,355円                  |
| 平成30年4月1日    | 4,000円                  |
| 令和元年10月1日    | 5,692円                  |

※ 旧3級品の紙巻きたばこは、次の6銘柄です。  
わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット（ボックスを除く）  
ウルマ、バイオレット

#### 手持品課税の実施について

平成30年4月1日現在において、たばこの販売業者の方が、5,000本以上の紙巻きたばこ3級品を販売のために所持する場合（複数の場所で所持する場合はその合計本数が5,000本以上の場合）に、当該販売業者に対し、その所持する紙巻きたばこ3級品について、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。

### ● 加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて

たばこ税関係法令の改正（平成30年度税制改正）により、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分が創設されます。また、紙巻きたばこの本数への換算方法が見直され、「重量」及び「小売定価」を紙巻きたばこの本数に換算することとなります。

※ 計算方法等につきましては、『加熱式たばこの簡易換算表（平成30年10月1日手持品課税用）（国税庁）』のファイルをご覧ください。